

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十四年
四月二十六日

木曜日

目次

規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則
山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則
……………

規則

山梨県規則第三十一号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則

（山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正）

第一条 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則（昭和四十六年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分中「児童手当受給者台帳」を「児童手当・特例給付受給者台帳」に改め、同項第一号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当・特例給付受給者台帳」に、「第一条第一項」を「第一条の四第一項」に改め、同項第二号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。
別記様式を次のように改める。

区分		年度	年度	年度	年度	年度
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	前年の所得額	円	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
区分	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付
備考						
支払金額	10月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
	2月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
	6月 児童手当等の支払金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円
		3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円
		小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分 円
		計 円	計 円	計 円	計 円	計 円
備考						

(裏面)

(山梨県財務規則の一部改正)

第二條 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四号様式別記第三を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番